

令和6年3月
農業委員会議事録

開催日：令和6年3月25日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時56分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 6年3月25日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	欠
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	欠
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 上原 誠
主幹 草間 真由美

(説明員) 開発指導課副課長 菅沼 寛

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について |
| 第3号議案 | 農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 第4号議案 | 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| 第5号議案 | 【越谷市農業委員会】「令和6年度最適化活動の目標の設定等」
の決定について |

③ 報 告

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号報告 | 農地法第3条の3の規定による届出の受理について |
| 第2号報告 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について |
| 第3号報告 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について |
| 第4号報告 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時35分

9. 会議の内容

局	長	<p>皆様、おはようございます。定刻にはまだ時間ありますが、皆さんそろいましたので、始めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会	長	<p>おはようございます。どうもご苦労さまです。</p> <p>年度末ということで、予報では3月の半ばに桜が咲いて、本来は満開を過ぎているはずだったのですけれども、いまだに桜が咲いておりません。当初の予報より3月の気温が低い日が多かったということで、今日か明日かには桜が咲きそうな様子でございます。我々が子供の頃は桜がいっぱい咲いているところで入学式というのが多かったのですが、先日ラジオで大学の合格発表に「サクラサク」とか、そういう電報を打ったというのを久しぶりに聞きました。こんな不陽気で二、三日後には気温が25度になるということで、また非常に暑くなる様子で、我々のように年を取ってくると寒暖差が大分体にこたえるような気候でございます。</p> <p>農作業も種まきの時期が来ます。これから皆さん忙しくなると思いますが、寒暖の差があるので、健康には十分留意して、これからのもうからない農作業に従事していただければありがたいと思います。</p> <p>言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
局	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまより開催いたします。</p> <p>まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から6番の小沼委員、7番の大熊委員を指名いたします。よろしく</p>

統 括 主 幹

お願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび現在住んでいる住宅敷地の調査をしたところ、宅地としている使用している部分の地目が畑であることが判明いたしました。引き続き住宅敷地として使用することから、適法な土地にするための申請です。なお、令和6年3月5日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび現在住んでいる住宅敷地の調査をしたところ、通路として使用している部分の地目が畑であることが判明いたしました。引き続き住宅敷地として使用することから、適法な土地にするための申請です。なお、令和6年3月7日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

以上、2件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について小林委員、2番について渋谷委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(小林委員)

では、1番について、小林委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。

3月13日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。南側出入口部分と西側にある宅地との一体利用部分を除き、周囲は既に垣根及び柵板土留めを設置していることから、隣地に被害を及ぼすことはないと判断いたします。

議 長

以上、報告します。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

2番について、渋谷委員よりお願いいたします。

5 番 委 員
(渋谷委員)

2番の件について説明します。

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。既に砂利を敷き及びお社の敷地として利用しており、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

以上、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局より説明願います。

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人計4人で居住しておりますが、手狭になり、子供たちに落ち着いた環境で伸び伸びと生活させたいと思い、住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、妻の父親が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は妻の実家にも近く、将来、妻の両親の介助等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に両親と3人で居住しておりますが、十分なスペースの確保できる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は親類の住宅からもほど近く、今後もお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人計3人で居住しておりますが、手狭になり、十分な生活スペースを確保した住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、妻の祖父が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は妻の実家にも近く、将来、両親の介助等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成1年に市内に本店を置き、主に土木、建築の設計施工及び監理に関する事業を営む法人です。事業拡大に伴い搬入資材が増え、新たに資材置場を設置するため土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。なお、令和6年2月2日付で資材置場として農用地区域から除かれています。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は介護老人保健施設の敷地拡張です。転用理由といたしまして、借人は昭和59年に市内に医療法人を開設し、主に病院、診療所及び介護老人保健施設を運営する法

人です。介護老人保健施設の増築に伴い、入所者の生き方を尊重する生活ができるよう、環境の一つとして樹木や草花が生い茂る公園緑地を整備し、その中で入所者がゆったりとした時間を過ごせて、すがすがしい空気を感じ、目に映り、手に触れることのできるスペースを計画し、土地を探していたところ、申請地は介護施設に隣接し、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。なお、令和6年2月2日付で介護老人保健施設の敷地拡張として農用地区域から除かれています。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、環境のよい戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家からもほど近く、将来、両親に何かあった際、すぐに駆けつけることができ、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について瀬尾委員、3番及び4番について大熊委員よりお願いいたします。5番及び6番については私から説明いたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

それでは、1番及び2番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

3月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。西側の出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。同じ3月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。南側の出入口部分を除いて、周囲に既設及び新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

3番及び4番について、大熊委員よりお願いいたします。

7 番 委 員
(大熊委員)

3番の件について説明します。

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側の出入口部分を除き、周囲はコンクリートブロック及び土留めが既に設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、4番の件について説明します。

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。南側の出入口部分を除き、周囲はメッシュフェンスが既に設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

5番及び6番について、私から説明いたします。

5番の件について説明いたします。

3月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は介護老人保健施設の敷地拡張です。東側の施設と一体利用する部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びメッシュフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、6番の件について説明します。同じく3月14日に現地

全
議

員
長

を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。西側の出入口部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案の7番から10番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページを御覧ください。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から10番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の祖父の住宅に祖父母、両親、叔父、妹の計7人で居住しておりますが、手狭になり、住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、祖父が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は実家にも近く、将来、祖父母や両親の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は駐車場、資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成22年に市内に本店を置き、主に中古事務機器等のリサイクル事業を営む法人です。現在使用している駐車場の立ち退きを迫られており、また仕入れた中古事務機器等の置場がないため、新たに駐車場と資材置場を設置するため、土地を探

していたところ、申請地は本社にもほど近い場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。なお、令和5年6月28日付で駐車場、資材置場として農用地区域から除かれています。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分なスペースの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家からもほど近く、将来、両親のサポート等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人計4人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分なスペースの確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は通勤にも便利で、実家からもほど近く、将来、両親のサポート等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番について田口委員、8番から10番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、7番について、田口委員よりお願いいたします。

10番委員

それでは、7番の件について説明いたします。

(田口委員)

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側の出入口部分を除き、南側及び北側には既にコンクリートブロックを設置、東側には土留めコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議長

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
ありがとうございました。

2番委員

8番から10番について、藤井委員よりお願いいたします。

(藤井委員)

それでは、8番から10番の3件を説明させていただきます。

8番の件について説明いたします。3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場、駐車場です。東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件について説明いたします。

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番について説明いたします。

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、3件ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

全員

ただいまの説明について質疑はございませんか。

議長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則から削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従来例により新たに定めることができることとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

議案書の4ページから8ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、面積は1万4,260平方メートル、再設定で、期間は3年です。

2番、面積は447平方メートル、新規で、期間は5年です。

3番、面積は2,356平方メートル、新規で、期間は10年です。

4番、面積は1,926平方メートル、新規で、期間は9年です。

5番、面積は290平方メートル、新規で、期間は5年です。

6番、面積は9,995平方メートル、新規で、期間は10年です。

7番、面積は7,865平方メートル、新規で、期間は10年です。

以上、7件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議
全
議

長
員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

これまで農地の貸借というと、地権者と耕作者が直接相対で貸借をしていました農用地利用集積計画と、中間管理機構が地権者から借りて耕作者に配分する農用地利用配分計画の2つに分かれていました。しかし、令和5年度から2つに分かれていた制度を同時に行う農用地利用集積等促進計画に統一化されました。統一化されたといっても、令和7年3月31日までは農用地利用集積計画も制度としては残ります。この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされています。

農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度のもとで、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画となります。

それでは、議案書の9ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について説明します。

番号、賃借権又は使用貸借権の設定を受ける者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、面積は1,926平方メートル、期間は9年です。本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する2筆は、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 員 員
議 長 長 長
全 員 員 員
議 長 長 長
議 長 長 長
統 括 主 幹

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、本計画（案）に対するご意見はございますか。

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして、第5号議案 【越谷市農業委員会】「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、事務局から説明願います。

議案書の10ページを御覧ください。

第5号議案 【越谷市農業委員会】「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の決定について説明します。

第5号議案別紙1ページ目を御覧ください。農業委員会の状況で農業委員会の現在の体制及び農家、農地の概要となっています。

続きまして、2ページ目を御覧ください。最適化活動の成果目標についての担い手への農地の利用集積、集約化につきましては、今年度新規集約面積の目標を1ヘクタールと設定いたしました。

次に、遊休農地解消については、緑区分遊休農地解消目標設定面積を2.6ヘクタールで、新規発生遊休農地解消目標設定面積を1ヘクタールといたしました。

続きまして、3ページ目を御覧ください。新規参入の促進の目標ですが、権利移動面積を過去の実績を踏まえ0.1ヘクタールと設定いたしました。

次に、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月6日といたしました。

次に、活動強化月間の設定目標ですが、10月から3月とし、農地パトロールを実施し、遊休化された農地所有者へ適正管理の依頼を実施するとともに、担い手に対し利用権設定のあっせんを推進することと

議
全
議

長
員
長

いたしました。

次に、新規参入相談会への参加目標については、新規参入の申出があった時点で実施する予定といたしました。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。いかがですか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告させていただきます。

議案書の11ページから12ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

議案書の13ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の14ページから15ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、13件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、16ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約

議

長

です。今回1件の通知がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、4月25日木曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時35分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年 3月25日

議 長

署名委員

署名委員